

岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託 に関する一般競争入札公告

岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 13 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託

(2) 業務の内容

岐阜県県営住宅から退去した後も滞納されたままになっている県営住宅の家賃および駐車場使用料(以下、「家賃等」という。)の回収を行うもの。

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料

委託料は、収納された委託債権に対して、受託者が入札時に提示した成功報酬率を乗じて得られた金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 弁護士又は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。

- (6) 弁護士にあっては、弁護士法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する懲戒処分を、弁護士法人にあっては、同法第 57 条第 2 項第 2 号から第 4 号に規定する懲戒処分を現在受けていないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県都市建築部住宅課県営住宅係

電 話 058-272-1111(内線:3662)

F A X 058-278-2783

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 4 年 6 月 13 日 (月) から令和 4 年 6 月 17 日 (金) までの毎日 (県の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は、上記 3 の (1) まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出 (郵送可) し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 4 年 6 月 21 日 (火) 午後 4 時 必着

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 4 年 6 月 23 日 (木) までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までに、次のいずれかに該当することとなったときは入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 4 年 6 月 29 日 (水) 午前 10 時

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「郵便等」

という。)で行う場合は、令和4年6月28日 午後5時までに3(1)必着のこと)

イ 場 所 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁 8階 都市建築部第一会議室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、本県が示す債権回収見込額に入札者が見積もった手数料率を乗じた総価で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額(以下「入札書等記載金額」という。)の100分の10に相当する金額を加算した金額(各年度の当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額(各年度の当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の範囲内で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、再度の入札を行わないものとする。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。